

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年6月2日(2016.6.2)

【公開番号】特開2015-2461(P2015-2461A)

【公開日】平成27年1月5日(2015.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-001

【出願番号】特願2013-126623(P2013-126623)

【国際特許分類】

H 04 R	1/10	(2006.01)
H 04 M	1/00	(2006.01)
H 04 M	1/03	(2006.01)
H 04 R	1/00	(2006.01)
H 04 R	3/00	(2006.01)
G 10 K	11/178	(2006.01)

【F I】

H 04 R	1/10	1 0 1 B
H 04 M	1/00	U
H 04 M	1/03	Z
H 04 R	1/10	1 0 2
H 04 R	1/00	3 1 7
H 04 R	3/00	3 1 0
H 04 R	3/00	3 2 0
G 10 K	11/16	H

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月8日(2016.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

気導音を発生するスピーカ、耳介に接触するための耳あてパッド、および、前記耳あてパッドを軟骨伝導振動部とするため前記耳あてパッドに振動を伝える軟骨伝導振動源を有することを特徴とするステレオヘッドフォン。

【請求項2】

前記軟骨伝導振動源は、前記スピーカと独立に制御可能であることを特徴とする請求項1記載のステレオヘッドフォン。

【請求項3】

前記軟骨伝導振動源と前記スピーカは、異なるイコライズを行ったオーディオ信号でそれぞれ駆動されることを特徴とする請求項2記載のステレオヘッドフォン。

【請求項4】

前記スピーカの振動を前記耳あてパッドに伝達する伝達手段を有し、前記伝達手段が前記軟骨伝導振動源となることを特徴とする請求項1記載のステレオヘッドフォン。

【請求項5】

前記スピーカを前記耳あてパッドで支持することで前記スピーカの振動を前記耳あてパッドに伝え、前記スピーカを前記軟骨伝導振動源として兼用することを特徴とする請求項1記載のステレオヘッドフォン。

【請求項 6】

圧電バイモルフ素子を有し、前記圧電バイモルフ素子の中央部を前記スピーカとして利用するとともに、前記圧電バイモルフ素子の両端をそれぞれ前記耳当てパッドで支持したことの特徴とする請求項5記載のステレオヘッドフォン。

【請求項 7】

圧電バイモルフ素子を有し、前記圧電バイモルフ素子の一端を前記スピーカとして利用するとともに、前記圧電バイモルフ素子の他端を前記耳当てパッドで支持したことを特徴とする請求項5記載のステレオヘッドフォン。